

小樽市緊急生活支援給付金（住民税非課税世帯に対する7万円給付）

給付事業について

電力・ガス・食料品等の価格高騰が続く中、国において令和5年11月に閣議決定された総合経済対策において、低所得世帯支援のため住民税非課税世帯を対象に1世帯当たり7万円を給付することとされたもので、本市においても、下記のとおり緊急生活支援給付金として支給いたします。

1 内容

(1) 住民税非課税世帯（対象世帯見込：24,000世帯）

（支給要件）令和5年12月1日時点で小樽市に住民登録があり、世帯全員の令和5年度住民税が非課税である世帯（ただし、住民税が課税となっている方の扶養親族のみで構成された世帯を除く）

支給対象者	申請手続	支給時期等
① 世帯全員が支給要件を満たし、かつ世帯全員が令和5年1月1日時点で小樽市に住民登録があった場合	市から確認書をお送りいたします。	1月中旬～確認書発送 ⇒返送を受けた後、 順次支給予定
② 世帯全員が支給要件を満たしているが、令和5年1月2日以降に転入した世帯員がいる場合	世帯からの申出を受けて申請書をお送りします	1月中旬～申請受付開始。 以後、順次支給予定 申請期限：R6.4.30（火） 郵送の場合、当日消印有効

2 給付額

1世帯当たり7万円

3 申請手続等についての問合せ

- 小樽市給付金事務センターを1月中旬から開設します。（担当：福祉保険部福祉総合相談室）
※給付金事務センターについては、電話問合せ及び給付事務対応のため庁外に設置しておりますので市役所に窓口はありません。
- 電話番号：050-3507-0846（給付金専用電話）
※ナビダイヤルではありません
※3万円給付時の番号とは異なりますので注意願います。
- 受付時間：9時から18時まで
※1月中旬開設以降、2月末まで土・日・祝日も対応します。
3月以降は土・日・祝日を除きます。